

はじめに

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターは、平成23年3月で発足2年目を終えました。

初年度に引き続き、22年度の子どもアシストセンターの活動は「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいたもので、具体的には「子どもの声に向き合うこと」「親の苦悩に寄り添うこと」でした。目に見えるかたちで結果を確認することが難しいなかで、工夫を重ねながらの日々であったといえます。

子どもおよび保護者から電話やメールで幅広く寄せられる、困りごとや悩みに耳を傾ける「相談」、相談だけでは解決のつかない事柄に第三者として関わる「調整活動」、そして、救済の申立てがなされた時に対応する「調査・調整」、さらに「勧告」や「意見表明」等が救済機関としての制度上の骨格ですが、少しずつ内容の肉付けが進んでいると感じています。

* * *

「相談」では、前年度よりも延べ件数が増えています。実件数がやや減少した中でこうした傾向がみられるのは、一つの相談にじっくりと耳を傾けることのあらわれだとすべうらしいことです。また子どもからの発信がきっかけでよい方向に向かうケースがあるなど、本報告書の相談員コラムでも触れられているように、子どもたちの声から私たちが大人として多くの力を与えられたことを実感しています。

当子どもアシストセンターは、相談内容を出発点とした「調整活動」が多いのが特徴です。これは、子どもの置かれている環境の調整が何らかの形で必要と判断された時に第三者として積極的に関わっていく活動ですが、「相談」の延長上に位置づけられているという意味では、救済の申立てに基づく調査・調整とは、やや趣を異にします。

「救済の申立て」がなされ、子どもの人権にかかわる深刻な事態が生じていると判断されたときには、慎重な調査が求められ、調整によってその目的が達成されたとしても、そこに至るプロセスには、時として、子ども本人のみならず家族や関係する機関にとって大きなエネルギーが必要となります。

深刻な事態に至る前に何らかの形でかかわることをめざした、相談をベースとする「調整活動」は、今後さらに重要度を増していくものと思われまます。

* * *

折しも、平成23年3月に、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」が策定されました。子どもの生活の場における権利保障を進めるための総合的な計画の中で、子どもアシストセンターは子どもにとってより身近で安心して相談できる機関としての役割を求められています。スタッフ一同、よりよいあり方を目指してさらに模索を続けたいと考えております。

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター
代表子どもの権利救済委員 市川 啓子